

# 雇用関係助成金のお知らせ

## ご案内 最低賃金引上げで活用できる助成金

### ①「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」と②「業務改善助成金」

令和6年10月19日から山形県の最低賃金額が**900円**から**955円**に引上げとなります。引上げ率は**6.11%**で、平成25年度以降最大の引き上げです。事業主の皆様にとって影響は大きいことと思います。人件費が増えてしまうこと、扶養内で働く従業員が労働時間を減らすなどの就業調整をしてしまうこと、など負担が大きくなってしまわないでしょうか。そこで、2つの助成金についてご紹介したいと思います。

### 1. キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者等（パート、アルバイト、契約社員など）の基本給の賃金規定等を**3%以上増額改定**し、その規定を適用させた場合に助成となります。また、**職務評価の手法**を活用し賃金規定等を増額改定した場合には助成額が加算されます。

賃金引き上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業（大企業）	5万円（3.3万円）	6.5万円（4.3万円）
職務評価の手法の活用による賃金規定等を増額改定した場合の加算額		
中小企業（大企業）	20万円（15万円）	

### 助成金の活用に向けて

- ・最初に**キャリアアップ計画書の作成**（賃金規定等の改定に向けて）
- ・キャリアアップ計画書は**賃金引き上げ実施前**にハローワークに提出
- ・就業規則などの**賃金規定を見直す**、または**新たに賃金規定を作成する**
- ・1事業所あたり助成対象の上限は**100人分**（1年度あたり）
- ・賃金引上げは**最低賃金改定前**（10月18日）までに行う
- ・職務評価を活用した場合の加算については**1事業所あたり1回のみ**

もしくは  
キャリアアップ  
計画書の  
変更届提出

※ 活用できそうかどうかの相談だけでもハローワークまで、ぜひご相談ください！！

### 対象となる労働者・事業主についての主な要件

- ・賃金引上げ前**3か月**と引上げ後**6か月**以上の期間継続して事業主に雇用されている有期雇用労働者等が助成対象
- ・賃金規定等を**3%以上増額改定**（もしくは賃金規定を新規に作成）すること
- ・改訂後の規定を**6か月以上運用**すること（支給申請日まで継続して運用）

※ 他にも助成金の要件がありますので詳細はぜひハローワークにお問い合わせください！！

## 2, 業務改善助成金

事業場内最低賃金を上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部が助成となります。中小企業で働く労働者の賃金上げのための生産性向上の取組が支援対象。

コース区分	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
引き上げ額	30円以上	45円以上	60円以上	90円以上
助成額	30万円～ 130万円	45万円～ 180万円	60万円～ 300万円	90万円～ 600万円

### 助成金の活用に向けて

- ・「賃上げ」と「設備投資」がポイント
- ・中小企業や小規模事業者が活用できる
- ・助成額は賃金の引き上げ額、引き上げとなる労働者の数等で決まる
- ・賃金引き上げは賃金引き上げは最低賃金改定前（10月18日まで）までに行う
- ・設備投資等は交付決定を受けた後に行う

※ 業務改善助成金の窓口は山形労働局の  
雇用環境・均等室の助成金係です！  
お問い合わせ先 TEL 023-624-8228

設備投資等の助成対象経費の具体例はこちらで検索

生産性向上のヒント集

検索

ご案内

### キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

#### 令和6年10月1日からの社会保険の適用拡大に向けて

「社会保険適用時処遇改善コース」の労働時間延長メニューの活用を考えていたけれど、労使間での話し合いを含めた準備に期間を要してしまい、社会保険の適用日を迎えてしまうような場合は猶予措置があります。従業員の方が、社会保険適用日から**2か月以内**に1週間の所定労働時間を**一定時間以上延長**できる場合（4時間であれば賃上げ不要、4時間未満であれば時間に応じて賃上げが必要）は助成措置の対象とすることとしています。例えば、10月から労働時間を増やすことなく社会保険に加入した従業員が、手取りが減ってしまったので労働時間を延長したい、このような場合には活用できる場合がありますので、早めにご相談いただければと思います。

ご案内

### 早期再就職支援等助成金「雇入れ支援コース」

#### 令和6年4月1日以降に会社都合等で離職した方を雇入れた事業主の皆様へ

こちらのコースは対象労働者を離職後3か月以内に期間の定めなしで雇い入れ後、6か月を超えて引き続き雇用し、離職前賃金より5%以上高い賃金を支給している場合助成となります。申請期間は**雇入れから6か月経過した後2か月**です。4月に対象者を雇入れている場合は6か月経過となる10月から支給申請が可能となりますので、ぜひ活用していただければと思います。

#### ハローワーク米沢

令和6年9月20日 ハローワーク米沢発行  
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は  
2階の専門援助部門の窓口でご対応します  
お気軽にお問い合わせください